

に座位保持装置部品の認定基準を策定（18年度改訂）し、支給品の安全性の確保に活用している。さらに、国際規格作成への貢献も積極的に行っており、国際標準化機構（ISO）の福祉用具技術委員会（ISO/TC173）や義肢装具技術委員会（ISO/TC168）での活動に参加している。23年度には、TC168において試験方法を担当している WG3 の大阪会議を開催するとともに、福祉用具の分類と用語（ISO9999）を担当している ISO/TC173/SC2 の幹事国を日本が引き受けており、東京会議も開催している。

平成13年11月に、規格作成時における高齢者・障害のある人への配慮事項を取りまとめた「ISO/IEC ガイド71」が国際規格として制定され、我が国も15年6月に同ガイドを JISZ8071 として制定した。現在、これに基づき高齢者や障害のある人にも使いやすい設計とするためのアクセシブル・デザインに関連する JIS 規格の作成が進められており、23年度までに JISZ8071 を含めて、33規格を制定している。また、国際規格作成への貢献も積極的に行っており、国際標準化機構（ISO）の包装技術委員会（ISO/TC122）や人間工学技術委員会（ISO/TC159）での活動への参加とともに、これら委員会への日中韓3カ国による規格案の共同提案を行い、23年度までに5規格が国際規格として発行されている。21年度にはアクセシブル・デザインについて、より専門的かつ集中的な議論をするため、我が国からの提案によって福祉用具技術委員会（ISO/TC173）に新たにアクセシブル・デザイン分科会（SC7）が設立され、22年度には第1回東京会議が開催された。

7. サービスの質の向上

利用者に質の高いサービスを提供する取組を継続的に行うための目安として、平成12年6月に「障害者・児施設のサービス共通評価

基準」を作成し、障害者・児施設等による自己評価を実施した。また、翌年7月には前年度の評価実績を踏まえて評価基準を見直す等、自己評価の普及を図ってきた。

第三者評価事業については、事業の更なる普及・促進を図るため、平成16年5月に、福祉サービス共通の第三者評価基準ガイドライン、第三者評価事業推進体制等について示した指針を各都道府県に通知したところであり、これに伴い、17年3月に、障害者・児施設に関する各項目の判断基準等を各都道府県に通知した。

8. 専門職種の養成・確保

（1）福祉専門職

福祉専門職の養成確保については、「社会福祉法」に基づき、社会福祉事業従事者等に対する研修や無料職業紹介事業等を実施する都道府県福祉人材センター及び社会福祉関係職員の福利厚生の実施を図る福利厚生センターが設置されるなど、総合的な社会福祉従事者確保の対策が進められている。

ア 社会福祉士、介護福祉士

国民の福祉サービスに対する需要が多様化・高度化してきたことから、昭和62年5月、「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、福祉・介護サービスが現場において着実に定着してきた。

具体的には、身体上、精神上の障害等により日常生活を営むのに支障がある人に対して、専門的知識及び技術を持って福祉に関する相談援助を行う社会福祉士については、資格登録者数146,220人（平成23年9月末）、専門的知識及び技術を持って心身の状況に応じた介護や介護指導を行う介護福祉士については、資格登録者数984,466人（23年9月末）を数えることとなった。